

年金相談マニュアル

制 度 編

社会保険業務センター

目 次

I 社会保険の概要

1 社会保険の種類	1
2 通称による区分	2
3 保険者	3

II 健康保険の概要

1 目的	4
2 保険者	4
3 被保険者	5
4 健康保険の給付	8

III 厚生年金保険の概要

1 事業所単位で加入	12
2 被保険者	13
3 保険料	18

IV 国民年金の概要

1 被保険者	20
2 保険料	22
3 国民年金の窓口	29
4 海外居住者の国民年金加入手続き	29

V 年金給付

1 老齢基礎年金	30
2 振替加算	37
3 老齢基礎年金繰下げ制度	41
4 特別支給の老齢厚生年金	43
5 老齢厚生年金（本来支給）	51
6 加給年金	54
7 繰上げ請求のしくみ	59

8	在職老齢年金	63
9	雇用保険との調整	70
	○ 雇用保険との調整具体的事例	80
10	障害年金	88
11	遺族年金	100
12	寡婦年金	112
13	死亡一時金	115
14	年金額の計算方法	117
15	旧法による年金給付	128
16	旧令共済組合の組合員期間	136-1
17	受給権者の申出による年金給付の支給停止	136-3
18	併給選択	137
19	統合共済	140
20	その他の共済組合	146
21	年金の裁定と支払い	151
22	年金受給権者の手続き	
(1)	現況届	161
(2)	住基ネットにより、現況届が不要となる受給者が提出する届出	162-1
(3)	住民票コードの届出方法	162-2
(4)	氏名変更	163
(5)	住所・支払機関変更	163
(6)	年金送金通知書が未着や紛失したとき	163
(7)	年金証書の再交付	164
(8)	受給権者の死亡	164
(9)	未支給年金	164
(10)	2つ以上の年金が受けられるとき	164
(11)	改定通知書再交付	164
(12)	振込通知書再交付	165
(13)	裁定通知書・支給額変更通知書再交付	165
(14)	成年後見人にかかる手続き	165
23	外国居住者が年金を受けるとき	166
24	社会保障協定	169
25	年金と税	172

2 6	沖縄の特例	181
2 7	未支給年金	184
2 8	裁定訂正	188
2 9	債権管理業務	189
3 0	脱退手当金	194
3 1	外国人の脱退一時金	197
3 2	年金個人情報提供	201
	Ⅰ 見込額試算	201
	Ⅱ IDパスワード認証方式による記録の提供	202
3 3	「ねんきん定期便」・裁定請求書事前送付	205
3 4	年金記録問題に係る対応	208
3 5	離婚時の年金分割	209
3 6	年金からの特別徴収（介護保険料、国民健康保険料（税）、 長寿医療制度の保険料）	212
3 7	厚生年金基金	218
3 8	国民年金基金	220
3 9	不服の申立て	222
4 0	年金受給者等に対する融資制度	225
VI 関係法令等		
1	戸籍、住民基本台帳、外国人登録原票等	227
	〔戸籍について〕	227
	〔住民基本台帳、戸籍の附票について〕	231
	〔外国人登録原票について〕	234
	〔在留証明について〕	236
2	民法等	237
	〔民法等について〕	237
VII 年金請求等に必要な添付書類		
(1)	請求案内フローチャート	244
(2)	特別支給の老齢厚生年金裁定請求の添付書類等	248
(3)	老齢基礎年金裁定請求の添付書類等	251
(4)	障害厚生・障害基礎年金裁定請求の添付書類等	252
(5)	遺族年金裁定請求の添付書類等	254

(6) 未支給年金請求の添付書類等	255
(7) 在留邦人や外国人の証明書類等	256
(8) 生計維持・生計同一関係資料	257

VIII 解説

1 老齢基礎年金	267
2 振替加算	292
3 特別支給の老齢厚生年金の受給要件	294
4 加給年金	296
5 繰上げ請求のしくみ	302
6 在職老齢年金	306
7 障害年金	310
8 遺族年金	322
9 年金額の計算方法	333
10 旧法による年金給付	337
11 統合共済	340
12 年金の裁定と支払	346

— 参 考 —

併給調整早見表	349
加給年金額・老齢基礎年金額の加算（振替加算）にかかる事例集	385
被保険者にかかる主な届出一覧	433
年金受給者が行う届出一覧	434
各種符号	443
年金コード一覧	446
共済コード一覧	447
条文コード一覧	449
在職者支給表示（停止コード）一覧表	451
作成元表示一覧	453
作成原因・事由一覧表	454
年金給付の経過措置一覧	467

健康保険・厚生年金保険の保険料額表	468
国民年金保険料額の改正経過	470
年金額物価スライド等の経過	471
公的年金制度の沿革	472

V 年金給付

1 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、保険料納付済期間及び保険料免除期間を合わせて25年以上ある人が65歳から受給できます。20歳から60歳までの40年間（年齢により短縮措置あり）納めると満額の年金が支給されます。加入期間のうち保険料の未納期間があれば、年金額は減額されます。

受給資格要件には、保険料納付済期間と保険料免除期間のほかにカラ期間等も算入されます。保険料納付済期間とは、国民年金の保険料納付済期間と厚生年金・共済組合期間のうち昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間をいいます。

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金を受けていた人は、65歳になると、定額部分のうちこの期間相当分が老齢基礎年金に替わることになります。

また、国民年金の保険料免除期間については、納付困難である人の保険料納付免除を承認した期間であることから国庫負担分は、年金額として計算されます。

関連条文

国年法26条（支給要件）

国年法27条（年金額）

国年法28条（支給の繰下げ）

国年法43条（支給要件）

国年法44条（年金額）

国年法附則7条（被保険者期間に関する特例）

国年法附則9条（老齢基礎年金等の支給要件の特例）

国年法附則9条の2（老齢基礎年金の支給の繰上げ）

60改正法附則12条

60改正法附則13条

60改正法附則14条

60改正法附則15条

60改正法附則16条

受給要件

国民年金の保険料納付済期間・免除期間・学生納付特例期間・若年者納付猶予期間と厚生年金被保険者期間、共済組合員期間、カラ期間をあわせて25年以上の期間が必要です。(→267頁)

ただし、特例措置により特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の受給権があった場合は、25年の要件を満たしていなくても老齢基礎年金を受給できます。(→278頁)

—カラ期間とは—

合算対象期間のうち、年金額の計算の対象にはしないが資格期間として計算される期間を、いわゆる「カラ期間」と称しています。

主なものは、

① 被用者年金制度の配偶者の期間

昭和36年4月から61年3月までの任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間(いわゆるサラリーマンの妻の期間)

② 年金受給権者とその配偶者などの期間

年金受給権者とその配偶者は任意加入対象者であったため、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の期間(年金受給者とその配偶者の期間)

③ 学生期間

平成3年4月からは強制加入被保険者となりましたが、それ以前の任意加入しなかった期間

④ 昭和61年3月以前の海外在住期間

昭和61年3月以前は、海外在住の場合は、任意加入することができなかったためカラ期間となる

⑤ 昭和61年4月以降の海外在住期間

任意加入しない場合は合算対象期間とする。

⑥ 脱退手当金を受けた期間

昭和36年4月以降で厚生年金保険の脱退手当金を受けた期間

⑦ 日本国籍を取得した人又は永住許可を受けた人

昭和56年12月以前は、外国人は適用除外であったため、昭和36年4月から56年12月までの期間

基本的には、昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の期間ですが、ここでは、一般的な「カラ期間」をあげていますので合算対象期間の詳細は昭和60年改正法附則第8条を参照してください。(→271頁)

繰上げ・繰下げ

老齢基礎年金は、本来65歳支給ですが希望すれば60歳から65歳になる前に受けることができます。これが繰上げ受給です。

また、65歳で請求せずに66歳以降70歳までの間で申し出た時から受けることもできます。これを繰下げ受給といいます。

繰上げ受給は、一定の率で減額され、繰下げ受給は、一定の率で増額されます。昭和16年4月1日以前生まれの人は、年単位で率が決められ、昭和16年4月2日以降生まれの人は月単位で率が定められています。

■ 減額率

受給開始	昭16年4月1日 以前生まれ	昭和16年4月2日 以降生まれ
60歳	－ 42%	－ 30%
61歳	－ 35%	－ 24%
62歳	－ 28%	－ 18%
63歳	－ 20%	－ 12%
64歳	－ 11%	－ 6%

■ 増額率

受給開始	昭16年4月1日 以前生まれ	昭和16年4月2日 以降生まれ
66歳	＋ 12%	＋ 8.4%
67歳	＋ 26%	＋ 16.8%
68歳	＋ 43%	＋ 25.2%
69歳	＋ 64%	＋ 33.6%
70歳	＋ 88%	＋ 42.0%

(注) 昭和16年4月2日以降生まれは月単位で減額(増額)率を計算するため、それぞれの年齢到達月に請求する場合の割合を示しています。

繰上げについては、請求月から65歳到達月の前月までの月数に0.5%を乗じたものが減額率となり、繰下げについては、65歳到達月から申出月の前月までの月数に0.7%を乗じたものが増額率となります。

$$\text{減額率} = (\text{繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数}) \times \frac{5}{1000}$$

$$\text{増額率} = (65歳到達月から繰下げ申出月の前月までの月数) \times \frac{7}{1000}$$

〈繰上げ請求の注意点〉

繰上げ請求するといくつかのデメリットがあります。十分理解した上で繰上げ請求するかどうかを決める必要があります。

- ① 一生減額された年金を受けることになる。

65歳以降も一度減額された金額は戻りません。ただし、振替加算の加算対象者は、65歳からでなければ振替加算が加算されないことから、65歳になると振替加算額分は増額されます。

- ② 繰上げ請求した後に裁定の取消しはできません。

- ③ 寡婦年金の受給権者が老齢基礎年金を繰上げ請求すると寡婦年金は失権します。また、老齢基礎年金を繰上げ受給している人は、寡婦年金の請求はできません。

- ④ 受給権発生後に初診日があるときは、障害基礎年金が受けられません。

- ⑤ 65歳前に遺族年金の受給権が発生した場合は、老齢基礎年金と遺族年金のどちらかを選択することになります。多くの場合は、遺族年金を選んだ方が有利であるため、65歳まで減額した老齢基礎年金が支給停止になり、停止解除後も減額受給のままでデメリットは大きくなります。

- ⑥ 受給権者は、国民年金の任意加入被保険者になれません。

- ⑦ 昭和16年4月1日以前生まれの人は、国民年金第2号被保険者になると繰上げ請求した老齢基礎年金が支給停止になります。

- ⑧ 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の受給権者で、昭和16年4月1日以前生まれの人は、老齢基礎年金を繰上げ請求すると厚生年金（退職共済）年金が支給停止になります。（老齢基礎年金が支給停止になっている場合を除く。）

- ⑨ 昭和16年4月1日以前生まれの人が繰上げ請求する場合は、年単位の減額率で申出日の翌月から支給されることから、申出月が遅くなると受給額が減少するため、誕生月内の申出が望ましい。

〈繰下げ請求の注意点〉

- ① 65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、遺族基礎年金や障害基礎年金、もしくは被用者年金各法による年金給付（老齢・退職給付を除く。昭和61年改正前の旧法による年金を含む。）の受給権者であった場合は、繰下げ申出をすることはできません。
- ② 66歳以後に他の年金給付の受給権が発生した場合は、その年金給付の受給権が発生した時点までの繰下げが認められます。この場合、65歳からの本来支給の老齢基礎年金を遡及請求するか、増額された繰下げ支給の老齢基礎年金の請求をするか、選択できます。ただし、平成17年3月31日以前に他の年金の受給権を有した場合は除きます。
- ③ 65歳に達した日以後に受給資格期間を満たして老齢基礎年金の受給権を取得した人は、受給権を取得した日から1年を経過する日前に老齢基礎年金の裁定請求を行わなければ繰下げの申出をすることができます。
- ④ 昭和12年4月1日以前生まれの人は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に繰下げしなければなりません。
- ⑤ 昭和12年4月2日から昭和17年4月1日生まれの人は、老齢基礎年金しか繰下げできません。
- ⑥ 昭和17年4月2日以降生まれの人（平成19年4月1日以降に老齢厚生年金の受給権を取得した人を含む）は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々の年齢で繰下げできます。
- ⑦ 振替加算額は、繰下げしても増額されません。
- ⑧ 受給権は申し出のあった日に発生し、年金の支払は受給権が発生した月の翌月から開始されます。なお、66歳以降に65歳時点に遡及して、通常の年金の請求をすることもできます。

また、70歳到達（誕生日の前日）月を過ぎての繰下げ請求は、請求時期にかかわらず70歳到達時点の増額率となるため、70歳到達月より後に請求が行われても、それ以上に年金額が増額されることはなく、請求月以前の年金についても支払われないこととなりますので注意が必要です。
- ⑨ 繰下げ待機中に死亡した場合は、未支給請求者があるときは、65歳の本来請求で裁定されたうえで未支給年金として支払われます。
- ⑩ 昭和16年4月1日以前生まれの人が繰下げする場合は、年単位の増額率で申出日の翌月から支給されることから、申出月が遅くなると受給額が減少するため、誕生月内（1日生まれの人は前月末日）の申出が望ましい。

年金額の計算方法

老齢基礎年金についても、平成16年制度改正によりマクロ経済スライドが導入されましたが従前保障により改正前の年金額が保障されていますので、ここでは従前の計算方法で行います。

また、平成21年4月以後の期間については、国庫負担割合が3分の1から2分の1に上げられたため、年金額に反映される月数(A)は以下の点線内の計算に基づくことになります。

$$\text{○ 基本年金額} \quad (A) \\ 792,100 \text{円} \times \frac{\text{(加入可能年数)} \times 12}{\text{(A)}}$$

※ (A) の計算

				480月を超える期間に係る月数に乘じる割合
(①保険料納付済期間の月数	×	1		)
+	(②平成21年4月以後1/4免除期間の月数	×	7/8	(3/8))
+	(③平成21年4月前1/4免除期間の月数	×	5/6	(1/2))
+	(④平成21年4月以後半額免除期間の月数	×	3/4	(1/4))
+	(⑤平成21年4月前半額免除期間の月数	×	2/3	(1/3))
+	(⑥平成21年4月以後3/4免除期間の月数	×	5/8	(1/8))
+	(⑦平成21年4月前3/4免除期間の月数	×	1/2	(1/6))
+	(⑧平成21年4月以後全額免除期間の月数	×	1/2	(0))
+	(⑨平成21年4月前全額免除期間の月数	×	1/3	(0))
= (A)				

※ ①から順番に加算していき、480月を超える期間に係る月数には括弧内の割合を乗じる。

○ 付加年金

付加保険料（月額400円）を納付した人は、納付済期間の月数に応じて次の式で計算した額が基本額に加算されます。

$$200 \text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

○ 振替加算

65歳に達した日において、加給年金対象者であった人のうち昭和41年4月1日以前生まれの人には振替加算が加算されます。

振替加算の額は、生年月日に応じて227,900円から15,300円です。詳細は、振替加算の章を参照してください。

裁定請求

- 国民年金の被保険者期間（第1号・第3号期間）のみの人

65歳到達日以降又は、繰上げ請求希望時に「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」（様式101号）に必要書類を添えて、国民年金第1号被保険者期間のみの場合は、住所地の市町村へ提出し、それ以外は住所地を管轄する社会保険事務所へ提出します。

- 特別支給の老齢厚生年金を受けている人

「国民年金・厚生年金裁定請求書」（ハガキ様式）を提出することにより、第1号・第3号被保険者期間がある場合は、その期間も含めて裁定替えが行われます。このように通常の裁定請求手続きを行わず簡易な「国民年金・厚生年金裁定請求書」（ハガキ様式）の提出により裁定請求を行うことから「諸変更裁定」と称しています。

- 老齢厚生年金の受給権者で老齢基礎年金を繰上げて受給している人

「厚生年金保険 老齢厚生年金裁定請求書」（ハガキ様式）と別途送付される「現況届」の提出が必要です。

- 特別支給の退職共済年金受給権者のうち、単一共済で他の被用者年金制度の加入期間のない人

共済組合を通じて裁定替えが行われます。ただし、国民年金被保険者期間（第1号・第3号期間）のある人や複数の共済組合に加入した人は、社会保険事務所に老齢基礎年金の請求が必要です。

また、三共済の退職共済年金の受給権者で特別支給の老齢厚生年金を受けていない人は、単一共済であっても社会保険事務所に老齢基礎年金の請求が必要となります。

受給権者あての通知

老齢給付の請求を行った人には、「国民年金・厚生年金保険年金証書」が裁定した社会保険事務所から送られます。

特別支給の老齢厚生年金と同様に権利確定をお知らせするもので、年金証書の国民年金裁定通知書欄に決定内容が記載されています。

特別支給の老齢厚生年金を受けていた人には、既に年金証書は交付済みであることから「裁定通知書・支給額変更通知書」で老齢厚生年金・老齢基礎年金の決定内容をお知らせします。通知書の変更理由欄に次のように表示されます。

＊老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に請求したとき（６５－０１）

「６５歳到達又は、繰下げ申出による裁定をしました。」

＊老齢基礎年金のみを請求したとき（６５－２１）

「老齢基礎年金を裁定しました。（老齢厚生年金は、繰下げを希望されているため裁定されません。）」

＊老齢基礎年金を繰下げ請求したとき（６５－０３・６５－１３）

「６５歳到達又は、繰下げ申出による裁定をしました。」

「繰り下げ申し出に伴う老齢基礎年金を裁定しました。」

その他留意事項

- 老齢基礎年金の繰上げ受給している人に１年未満の厚生年金被保険者期間がある場合は、６５歳以降に老齢厚生年金の請求手続きを行わないと支給されません。「老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書」（様式２３３号）に年金証書・年金手帳・戸籍の抄本等を添付し、社会保険事務所に提出します。

また、繰上げ受給後に初めて厚生年金保険に加入し受給権ができた場合も同様です。

解 説

1 老齢基礎年金

受給資格期間

老齢基礎年金は、保険料納付済期間または保険料免除期間（学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を除く）があり、かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上の人に支給されます。

それぞれの期間について詳細に説明します。

1 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、国民年金の第1号被保険者期間のうち、保険料が納付済の期間（保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間及び保険料4分の3免除期間を除く）、第2号被保険者期間および第3号被保険者期間を合算した期間です。

（1）第1号被保険者期間としての保険料納付済期間

① 昭和61年4月1日以後に第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間（国年法5②、国年法附5⑨）

② 昭和61年3月31日以前に国民年金の被保険者（任意加入被保険者を含む）として保険料を納付した期間（沖縄措置政令により保険料納付済期間とみなされた期間を含む）（60改附8①、沖縄措置令63①）

（注）国民年金の保険料を前納した場合には、前納に係る各月が経過した際に保険料納付済期間に算入されます。（国年法93④）

（2）第2号被保険者期間としての保険料納付済期間

① 昭和61年4月1日以後の第2号被保険者期間であった期間（国年法5②）

ただし、次の期間は除かれます。（国年法附7の2、60改附8④）

ア 20歳未満および60歳以上の期間（合算対象期間とされます）

イ 厚生年金保険の被保険者の保険料または農林漁業団体職員共済組合の組合員の掛金を徴収する権利が時効により消滅し、保険料等が納付できなかった期間

② 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの被用者年金制度の加入期間（60改附8②⑩⑫、61措置令10）

ただし、次の期間は除かれます。

ア 20歳未満および60歳以上の期間（合算対象期間とされます）

イ 厚生年金保険または船員保険の被保険者の保険料あるいは農林漁業団体職員共済組合の組合員の掛金を徴収する権利が時効により消滅し、保険料等が納付できなかった期間

（注1）被用者年金制度の加入者（被保険者または組合員）であった期間は次のとおりです。（60改附8等）

ア 厚生年金保険の被保険者期間（船員保険の被保険者期間および沖縄措置法によって厚生年金保険の被保険者とみなされた期間を含む）

イ 国家公務員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により国家公務員等共済組合の組合員期間とみなされた期間、国共済の施行法により国家公務員等共済組合の組合員期間とみなされた期間（昭和58年改正前の旧公共企業体職員等共済組合の組合員期間など）および昭和60年改正前の旧船員組合員の期間を含む）

* なお、平成9年4月からは、平成9年3月までのＪＲ・ＪＴ・ＮＴＴの三共済組合の組合員期間（恩給公務員期間を除く）は、平成8年改正法により、厚生年金保険の被保険者期間とみなされることになりました。（8改附5①）

ウ 地方公務員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により地方公務員共済組合の組合員期間とみなされた期間、地共済の施行法により地方公務員共済組合の組合員期間とみなされた期間（旧市町村共済組合の組合員期間および年金条例職員期間など）および昭和60年改正前の旧船員組合員の期間を含む）

エ 私立学校教職員共済の加入者期間（沖縄措置法令により私立学校教職員共済の加入者期間とみなされた期間を含む）

オ 農林漁業団体職員共済組合の組合員期間（沖縄措置法令により農林漁業団体職員共済組合の組合員期間とみなされた期間を含む）

（注2）昭和61年3月31日以前に厚生年金保険または船員保険の脱退手当金を受けた期間は、昭和61年4月1日から65歳に達するまでの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有したときは、昭和36年4月1日以後の期間に限り合算対象期間とされ、それ以外の期間は年金制度未加入期間とされます（60改附8⑤～⑦）。ただし、昭和61年4月1日以後に脱退手当金を受けた場合は年金制度未加入期間とされます。

（注3）特殊な期間は、次のように扱われます。

ア 昭和61年3月31日以前の厚生年金保険の第3種被保険者および船員保険の被保険者期間並びに国家公務員等共済組合、旧公共企業体職員等共済組合および地方公務員共済組合の旧船員組合員の期間——実際の被保険者期間を3分の4倍した期間（60改附47②③等）

イ 昭和61年4月1日から平成3年3月31日までの厚生年金保険の第3種被保険者の期間並びに国家公務員等共済組合および地方公務員共済組合の新船員組合員の期間——実際の被保険者期間を5分の6倍した期間（60改附47④等）

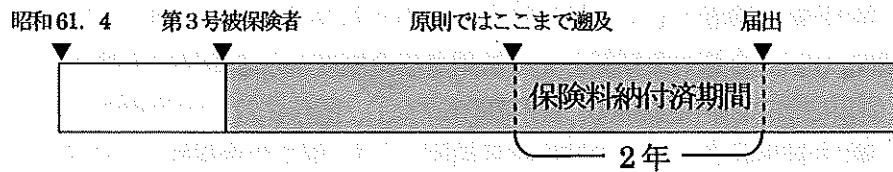
ウ 昭和61年3月31日以前の同一の月が、同時に2以上の保険料納付済期間の対象となっている場合は、次の順位で1の期間のみの保険料納付済期間とされます。（60改附8②、61措置令9）

①国民年金、②船員保険、③厚生年金保険、④国家公務員等共済組合（⑦を除く）、⑤地方公務員共済組合（⑥を除く）、⑥昭和56年改正前の旧地方団体関係団体職員共済組合、⑦昭和58年改正前の旧公共企業体職員等共済組合、⑧私立学校教職員共済組合、⑨農林漁業団体職員共済組合

(3) 第3号被保険者としての保険料納付済期間

昭和61年4月1日以後の第3号被保険者であった期間は、保険料納付済期間とされます。

ただし、第3号被保険者については、市区町村役場で届出を行わなければ被保険者の資格を取得できません。届出が遅れた場合には、届出をした日の属する月の前々月（平成3年4月までに届出を行った場合は届出をした日の属する前月の直近の基準月（1月、4月、7月および10月）の前月）までの2年間は第3号被保険者の期間とみなされますが、それより以前の期間は保険料納付済期間とされませんでした。（国年法附7の3、60改附8⑬）



このため、届出のあった月の前々月以前で2年を超えた第3号被保険者期間は、保険料を納めなかった期間（3号未納期間）となっていました。平成16年法改正により平成17年4月1日前に3号未納期間を有する人について、第3号被保険者の未納期間に係る特例届出（3号特例届出）により、届出日以降、保険料納付済期間に算入されることになりました。

また、平成17年4月1日以降に3号未納期間を有する人については、やむを得ない事由があると認められるときは、届出日以降、保険料納付済期間に算入されます。

（国年法附7の3、16改附21）

※ 昭和61年4月1日以後に何らかの公的年金制度に加入していた20歳以上60歳未満の期間（国民年金の場合は、保険料を納付している期間に限る）は、すべて保険料納付済期間として、老齢基礎年金の算定対象とされています。

ただし、第3号被保険者の期間については、各種届出行為が保険料納付行為と同様とみなし、届出が遅れることにより保険料納付済期間に含まれない期間が生じることがあります。

(4) 保険料納付済期間とならない場合

① 脱退一時金（短期在留外国人の脱退一時金）の計算基礎となった被保険者期間。（国年法附9の3の2④、厚年法附29⑤）

② 特別一時金が支給された場合において、昭和61年3月以前の特別一時金の支給額の計算の基礎となった保険料納付済期間については、老齢基礎年金および旧国民年金法の老齢年金・通算老齢年金の支給に関し、保険料納付済期間でなかった期間とみなされます。（60改附94④⑤）

※ 特別一時金とは

厚生年金保険および共済組合等の障害年金受給権者は、昭和60年の改正前は、国民年金は任意加入とされ、資格期間を満たせば、国民年金からも老齢

(通算老齢)年金を受けることができました。60年改正で、厚生年金保険および共済組合等の障害年金の受給権者については、強制適用被保険者とされ、かつ、「1人1年金」の原則から、いずれかの年金を選択することになりました。

このため、昭和61年4月1日において、厚生年金保険、共済組合等の障害年金、障害基礎年金（従前の障害福祉年金）の受給権者で、当該年金の受給権を取得した日の属する月の直近の基準月から昭和61年3月31日までの期間について国民年金の保険料納付済期間がある人は、特別一時金の支給を請求することができます。（60改附94）

- ③ 第2号被保険者としての被保険者期間のうち、20歳前の期間および60歳以上の期間。（但し、合算対象期間として被用者年金制度からの給付に反映されます）。

（国年法26、国年法附9①、国年法附9の2①、国年法27、60改附8④）

- ④ 第2号被保険者としての被保険者期間のうち、厚生年金保険にかかるもので保険料を徴収する権利が時効消滅した期間およびその人の配偶者の当該第3号被保険者としての被保険者期間については、保険料納付済期間とされません。（国年法附7の2）

（5）昭和61年4月1日前の期間について

- ① 昭和61年4月1日前の国民年金の被保険者（任意加入被保険者も含む）であった期間は、昭和60年改正後の国民年金法の適用については、国民年金の被保険者期間とみなされ、旧国民年金法において保険料納付済期間とされていた期間は、保険料納付済期間とみなされます。また、旧国民年金法において保険料免除期間とされていた期間は、保険料免除期間とみなされます。（60改附8①）

- ② 厚生年金保険および船員保険の被保険者期間ならびに共済組合等の組合員期間および私学共済の加入者期間のうち、昭和36年4月1日から昭和61年4月1日前の期間（20歳前の期間および60歳以上の期間を除く）は、受給資格要件、繰上げ請求および年金額計算の適用については、保険料納付済期間として取り扱われます。（法附9の2、法附9の2の2、国年法27、60改附8②③）

（6）坑内員と船員の特例

厚生年金保険の第3種被保険者である坑内員と船員の被保険者期間については、老齢基礎年金の受給要件（合算対象期間を含む）について、実期間と異なる扱いとなります。ただし、年金額の計算については、実期間により計算されます。（60改附47）

- ① 昭和61年3月以前の期間……実際の被保険者期間を3分の4倍します。
② 昭和61年4月から平成3年3月までの期間……実際の被保険者期間を5分の6倍します。
③ 平成3年4月以後の期間……一般の厚生年金保険の被保険者と同様に扱われます。

計算例 昭和61年3月以前の坑内員・船員の実加入期間が9年、昭和61年4月から平成3年3月までの実加入期間が5年、平成3年4月以後の実加入期間が2年の場合

$$(9年 \times \frac{4}{3}) + (5年 \times \frac{6}{5}) + 2年 = 12年 + 6年 + 2年 = 20年$$

この場合、被用者年金制度の加入期間だけでの短縮の特例により、受給資格要件を満たします。

2 保険料免除期間

昭和36年4月1日以後の国民年金の被保険者として保険料を免除された期間（沖縄措置法令により保険料免除期間とみなされた期間を含む）（国年法5③、60改附8①等）

ただし、保険料が追納された期間（沖縄措置法令により追納された期間を含む）は、保険料納付済期間とされます。

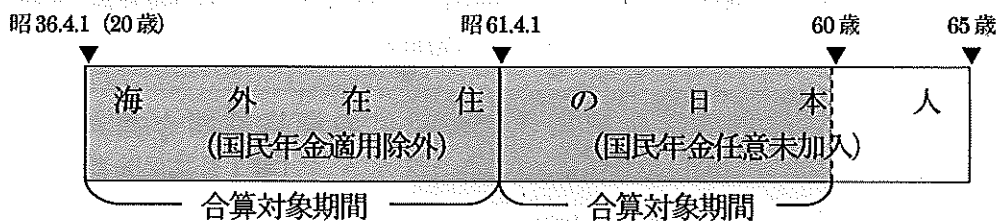
3 合算対象期間

合算対象期間とは、受給資格要件としての期間には算入しますが、年金額算定の基礎としない、いわゆる「カラ期間」のことです。

（1）国民年金に任意加入できた人が任意加入しなかった期間

この期間には次の①から⑥までのものがあります。（国年法附7、60改附8⑤－1）

① 海外在住の年金制度未加入の日本人の20歳以上60歳未満の期間

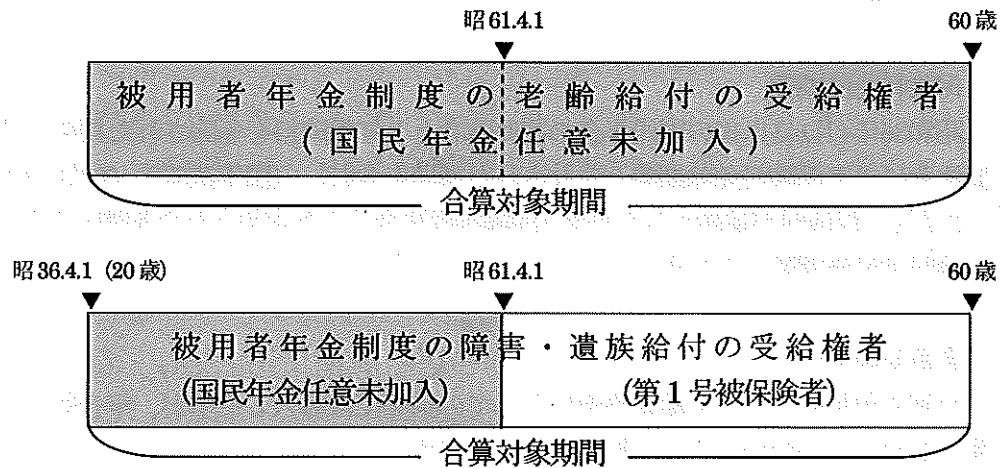


（注）これらの人が国民年金に任意加入できるようになったのは昭和61年4月1日以後のことですが、任意加入できず国民年金の適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間は、（6）によって合算対象期間とされています。

② 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間に、次の制度の老齢（退職）、障害または遺族のいずれかの給付の受給権者であった、20歳以上60歳未満の期間（老齢（退職）給付の受給権者については、昭和61年4月1日以後の期間も含まれます）

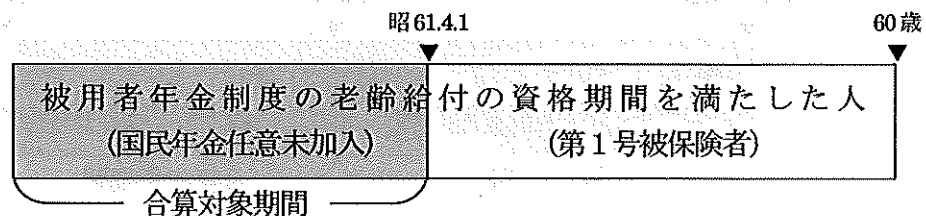
- ア 厚生年金保険
- イ 船員保険
- ウ 各共済組合
- エ 恩給

- オ 執行官の年金
- カ 国会議員互助年金
- キ 旧令共済組合の年金
- ク 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
- ケ 戦傷病者戦没者遺族等援護年金（障害、遺族給付のみ）
- コ 未帰還者留守家族等援護年金（遺族給付のみ）



* 障害給付（3級を除く）の受給権者は、昭和61年4月から国民年金の保険料納付が届出によって免除されています。（法定免除）

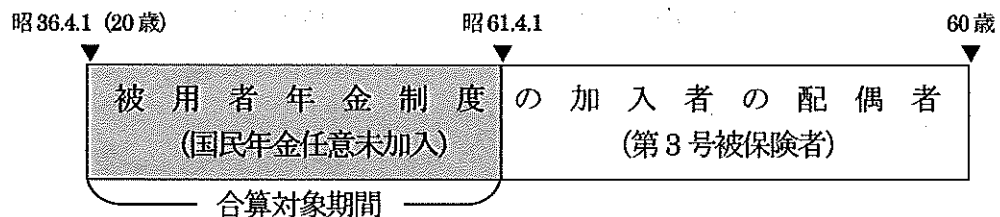
- ③ 前記②のアからクまでの老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしている人の昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの60歳未満の期間



* 支給開始年齢に達するなど、老齢給付の受給権者になった人は国民年金の加入が任意となります。

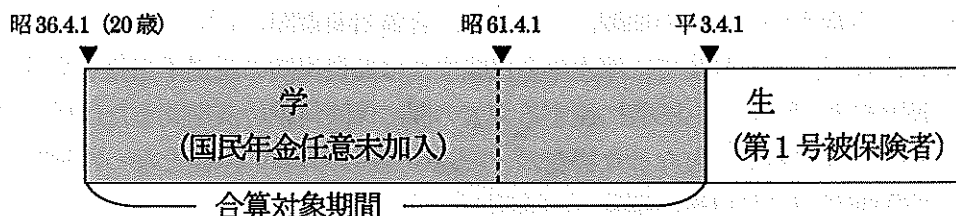
- ④ 次のアからウまでの人の配偶者であった期間のうち、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間（所得の状況は問われません）

ア 被用者年金制度（厚生年金保険、船員保険、各共済組合、地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金）の加入者（被保険者期間または組合員等）



- イ 前記②のアからクまでの制度の老齢（退職）または障害給付の受給権者
ウ 前記③の人

- ⑤ 昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの学生であった期間のうち、20歳以上60歳未満の期間



(注) 学生であった期間とは、次の期間のうち定時制（夜間制）および通信制の学部・に在籍していた期間を除いた期間です。

ア 高等学校または盲学校・ろう学校・養護学校の高等部の生徒であった期間

イ 大学、短期大学または大学院の学生であった期間

ウ 高等専門学校の学生であった期間

エ 各種学校のうち、次のものを養成するための学校の生徒であった期間（昭和61年4月1日以降のものに限る）

- ①あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師②理容師、③栄養士、④保健婦・助産婦・看護婦・准看護婦、⑤歯科衛生士、⑥診療放射線技師、⑦歯科技工士、⑧美容師、⑨臨床検査技師・衛生検査技師、⑩理学療法士・作業療法士、⑪製菓衛生師、⑫柔道整復師、⑬視能訓練士

- ⑥ 昭和55年4月1日から昭和61年3月31日までの国会議員であった期間のうち60歳未満の期間、昭和37年12月1日から昭和61年3月31日までの地方議会議員であった期間のうち60歳未満の期間

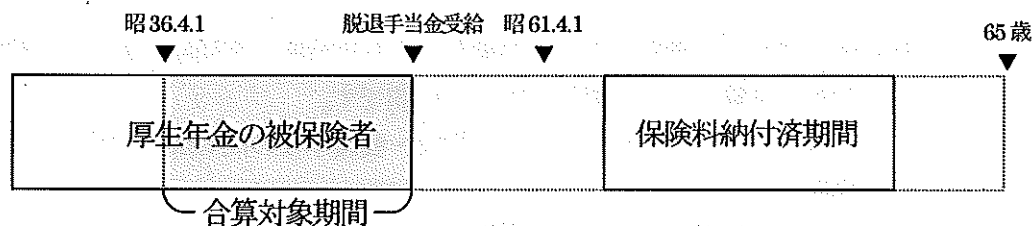
国民年金では従来から、他の年金制度の加入者や受給権者（国民年金以外の制度により年金権が保障されているため）、その配偶者（世帯全体で年金による保障が確立しているため）、学生（本人に概ね負担能力がないため）は原則適用除外とされ、任意加入できる仕組みをとっていました。しかし、昭和61年4月1日の基礎年金制度の導入により、1人1年金、女性の年金権確保の観点からこれらの人（特にサラリーマンの妻）にも基礎年金制度を通じて年金保障が行うため、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金に加入することとされました（学生については平成3年4月から強制適用、また、老齢（退職）年金の受給権者については現在も任意適用）。

このため、過去の適用除外であった期間が長期間ある人についてもこれらの適用除外であった期間を合算対象期間として取り扱うこととし、年金権の確保を図ることとしています。

- (2) 昭和61年3月31日以前に国民年金から任意脱退していた20歳以上60歳未満の期間
(60改附8⑤-2)

基礎年金制度導入前の国民年金任意脱退した以降の期間については、通算対象期間に算入されませんでした。基礎年金制度導入後は、1人1年金、年金権確保という観点から、この期間についても、合算対象期間としています。

- (3) 昭和61年3月31日までに厚生年金保険または船員保険の脱退手当金を受けた人が昭和61年4月1日から65歳に達するまでの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することとなった場合の、脱退手当金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月1日以後の期間 (60改附8⑤-7)



厚生年金保険または船員保険の脱退手当金を受けた人についても老齢基礎年金の年金権を保障する必要があることから、脱退手当金の計算の基礎となった期間は合算対象期間とされています。

なお、昭和61年4月1日以後に脱退手当金を受けた場合は、合算対象期間とされず、年金制度未加入期間とされます。

- (4) 各共済組合の退職一時金（基礎額の全部を支給されたもの）を昭和54年12月31日までに受けた人が65歳に達するまでの間にその一時金を返還していない場合の、退職一時金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月1日以後の期間 (60改附8⑤-7-2)

共済組合が支給した退職一時金を受けた人についても老齢基礎年金の年金権を保障する必要があるため、退職一時金の計算の基礎となった期間は合算対象期間とされています。

- (5) 国会議員であった昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間のうち、60歳未満であった期間 (60改附8⑤-8)

国会議員は、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの間は国民年金の適用除外でありながら、任意加入もできないこととされていました。しかし、昭和55年4月1日からは任意加入できるとされ、さらに、基礎年金制度の導入後は強制適用とされています。そこで、国会議員にも年金権を保障するため、国会議員であった期間は合算対象期間とされています。

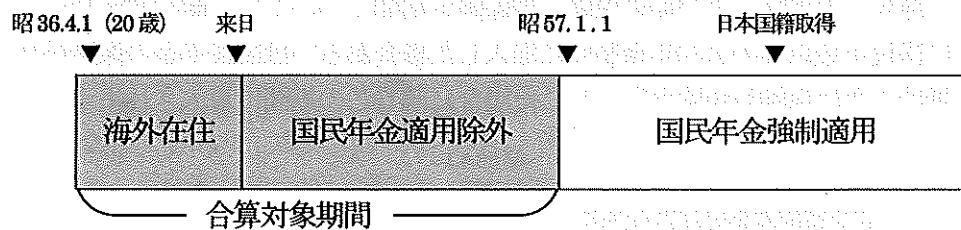
- (6) 日本国内に住所がない人の、日本国籍を有していた期間のうち、昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間 (60改附8⑤-9)

国民年金は発足以来、海外に居住する人は日本国籍を有している場合であっても適用対象から除外されていました。また、これらの人は昭和36年4月1日から昭

和61年3月31日までは任意加入もできないこととされていましたが、基礎年金制度が導入されてからは任意加入できることとされています。したがって、海外在住期間が長い場合は老齢基礎年金を受ける権利が保障されないこととなるので、この期間は合算対象期間とされたものです。

(7) 外国人または外国人であった人の次の期間 (60改附8⑤-10・11)

- ① 日本国籍を取得した人または永住許可を受けた人などの在日期间で、国民年金の適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間

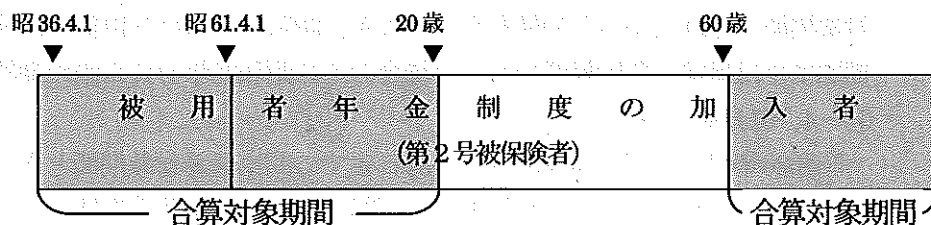


(注) 来日前の海外在住期間も次の②によって合算対象期間とされます。

- ② 日本国籍を取得した人または永住許可を受けた人などの昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日または永住許可を受けた日の前日までの20歳以上60歳未満の海外在住期間

国民年金は、昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの間は日本国民以外には加入できない仕組みとされていましたが、昭和57年1月1日以後は日本国内に住所を有していれば、被用者年金制度の加入者以外はすべて国民年金に加入できることとされました。そこで、これらの人にも年金権を保障するため、日本国民でないことにより国民年金に加入できなかった期間は合算対象期間とされています。また、中高齢者となつてから日本国内に住所を有することとなつた人の場合を考慮して、これらの人の海外在住期間も合算対象期間とされています。(61措置令12、61国年法施行規則附3)

(8) 第2号被保険者であった期間のうち、20歳未満および60歳以上の期間 (60改附8④)



(注) 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳未満の被用者年金制度の加入期間も (12) によって合算対象期間とされます。

老齢基礎年金の額は、すべての人が平等に昭和36年4月1日以後であつて20歳以上60歳未満の期間を基礎として計算されなければなりません。このため、第2号被

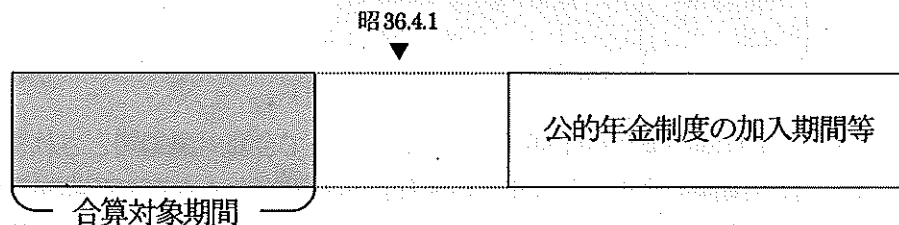
保険者期間としての保険料納付済期間を計算する場合や被用者年金制度の加入期間を保険料納付済期間に算入する場合においては、公平を期すための措置を講ずることが必要であることから、この期間は合算対象期間とされています。

なお、第2号被保険者のうち、20歳未満および60歳以上の人は基礎年金拠出金の算定対象からも除外されており、費用負担の面からも公平が図られています。

また、この期間は老齢基礎年金の額の算定対象とはされませんが、同様の額が各被用者年金制度から経過的加算として支給されます。

(9) 通算対象期間のうち、昭和36年4月1日前の期間（60改附5③、61措置令14③）

厚生年金保険および船員保険の被保険者期間については、昭和36年4月1日以後に国民年金以外の公的年金制度に加入した場合あるいは国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有した場合に限りこの期間に算入されます。



ただし、昭和36年4月1日以後の被保険者期間と合わせて1年に満たない場合はこの期間に算入されません。

各共済組合の組合員期間については、昭和36年4月1日をはさんで引き続き当該共済組合に加入していた場合に限りこの期間に算入されます。なお、この期間は、資格喪失日までの引き続き組合員期間が1年に満たない場合は算入されません。

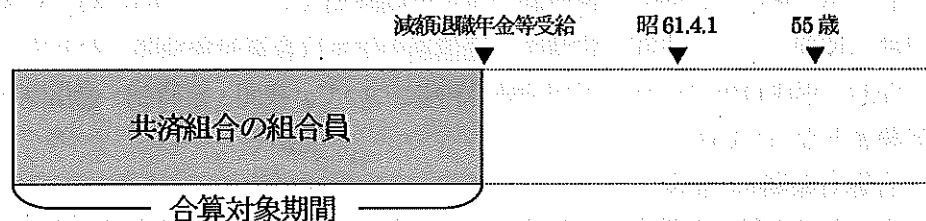
（旧通則法4）

昭和36年4月1日をはさんで引き続き当該共済組合に加入していた場合で、昭和36年4月以後に共済組合の退職一時金を受けた期間は、共済組合の加入期間として扱いますが、昭和55年1月1日以降に共済組合から脱退一時金を受けた期間は、組合員期間とされません。

(10) 昭和36年4月1日前の厚生年金保険および船員保険の被保険者期間であって通算対象期間とされなかった期間を有する人が、昭和61年4月1日以後に保険料納付済期間または保険料免除期間を有した場合のその昭和36年4月1日前の期間（60改附8⑤-4、61措置令14③）

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間に通算対象期間とされなかった昭和36年4月1日前の厚生年金保険および船員保険の被保険者期間は、昭和61年4月1日以後に保険料納付済期間または保険料免除期間を有した場合は合算対象期間とされています。ただし、昭和61年4月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間と合わせて1年に満たない場合はこの期間に算入されません。

- (11) 各共済組合の組合員期間のうち、共済組合が支給する退職年金または減額退職年金の額の計算の基礎となっている期間 (60改附8⑤4-2)



昭和61年3月31日以前に退職した各共済組合の組合員は昭和60年改正法による改正前の旧法の退職年金または減額退職年金の受給権を取得していますが、このうち昭和61年4月1日に55歳未満の人 (昭和61年4月2日以後に生まれた人) は新法すなわち老齢基礎年金の支給の対象となります。ただし、すでに退職年金または減額退職年金の額の計算の基礎となっていた組合員期間については、保険料納付済期間には算入されず、合算対象期間とされています。

- (12) 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの被用者年金制度の加入期間のうち、20歳未満の期間 (60改附8⑤6)

(8) と同様の趣旨で合算対象期間とされています。

※ 第2号被保険者期間としての保険料納付済期間は20歳以上60歳未満の期間に限ることとされ、また、昭和61年4月1日以前の被用者年金制度の加入期間を保険料納付済期間に算入する場合においては昭和36年4月1日以後であって20歳以上60歳未満の期間に限ることとされ、上記 (8) ～ (12) に掲げる期間については合算対象期間とされています。

※ 大正15年4月2日以後生まれの人に適用

合算対象期間は、大正15年4月2日以後に生まれた人 (昭和61年4月1日において、60歳未満であるが、旧厚年法の老齢年金等の受給権を持っていた人、または55歳以上60歳未満で昭和61年4月1日において共済組合が支給する退職年金等の受給権を持っていた人は除く) について適用されます。なお、大正15年4月1日以前に生まれた人および昭和61年4月1日において60歳未満であるが、その前日において旧厚年法の老齢年金等の受給権を持っていた人、または55歳以上60歳未満で共済組合が支給する退職年金等の受給権を持っていた人は、旧通算年金通則法による通算対象期間が適用されます。 (60改附31)

○ 通算対象期間とは

昭和61年3月以前には、国民年金や厚生年金保険など異なる制度に加入した期間を通算して一定期間以上であれば各年金制度からそれぞれの加入期間に応じた年金を支給するしくみ (通算年金制度) がありました。その際に通算の対象となる期間を通算対象期間といいます。 (旧通則法4)

○ 学生の範囲についての注意点

平成3年3月以前には、20歳以上の昼間部の学生は国民年金に任意加入となっていました。夜間・定時制・通信制の学生は強制加入でした。このため、平成3年3月以前の期間について夜間・定時制・通信制の学生は合算対象期間となりません。

なお、平成14年4月から、学生納付特例について、夜間・定時制・通信制の学生も対象者となっています。

※ 合算対象期間の計算

合算対象期間の計算をする場合には、一般の国民年金の被保険者期間の計算の例によることとされています。(60改附8⑥)

ただし、一つの月が2以上の合算対象期間の規定に該当する場合は最も有利な1期間に限り合算対象期間とされます。(61措置令14②)

また、合算対象期間の規定に該当する月が同時に保険料納付済期間または保険料免除期間となっている場合は、合算対象期間とはされません。

なお、坑内員または船員の期間の計算についても保険料納付済期間の計算と同様、実際の被保険者期間を3分の4倍または5分の6倍することとされています。

資格期間短縮の特例

国民年金が発足した昭和36年4月当時31歳以上の人は、60歳までに25年の資格期間を満たすことが困難な場合もありましたので、生年月日に応じて資格期間を短縮する特例が設けられました。

保険料納付済期間または保険料免除期間（学生納付特例期間および若年者納付猶予期間を除く）があり、かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年に満たない人が、次のいずれかに該当する場合は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-1)

1 昭和5年4月1日以前生まれの人の特例

表の左欄に該当する人であって、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が当該右欄に掲げる期間以上ある場合は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-1)

生 年 月 日	期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和 2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和 3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和 4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

2 被用者年金制度加入期間だけの短縮

旧法の被用者年金制度の老齢給付の原則的な資格期間を引き継いだものです。

この場合、通算年金では通算できる期間は原則として昭和36年4月以後の被用者年金制度の期間に限ることとされ、昭和36年4月前の被用者年金制度の期間については、次

の場合に限って通算されることになっています。(60改附8⑤-3~5)

(1) 厚生年金保険および船員保険では、昭和36年4月以後に被用者年金制度の加入者となったり、国民年金の保険料納付済期間(免除期間を含む)があること。

(2) 各共済組合の組合員期間については、昭和36年4月1日まで引き続いた期間であること。

具体的には次の表左欄に該当する人であって、厚生年金保険(船員保険を含む)の被保険者期間または共済組合等の組合員期間だけで当該右欄に掲げる期間以上ある場合は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-2)

なお、単独の制度だけでは次の表右欄の資格期間を満たせなくても、被用者年金制度の加入期間を合算すると次の表右欄の期間を満たした場合も老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-3)

生 年 月 日	期間
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日~昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日~昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日~昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日	24年

* 上表の左欄に該当する人で、昭和36年4月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間、共済組合等の組合員期間および合算対象期間の(9)~(11)のものを合算した期間が当該右欄に掲げる期間以上である場合も老齢基礎年金が支給されます。

3 厚生年金保険の中高齢者の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた人で40歳(女子は35歳)に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間が、生年月日に応じて次の表に掲げる期間以上ある場合は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-4、5)

生 年 月 日	期間
昭和22年4月1日以前	15年
昭和22年4月2日~昭和23年4月1日まで	16年
昭和23年4月2日~昭和24年4月1日まで	17年
昭和24年4月2日~昭和25年4月1日まで	18年
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日まで	19年

* 前表の期間のうち、7年6カ月以上は、第4種被保険者の期間または船員保険の任意継続期間以外の厚生年金保険の被保険者期間である場合に限りま

* 船員の場合は、上の期間のうち10年以上は、船員保険の任意継続被保険者としての厚生年金保険の被保険者期間以外の期間である場合に限りです。

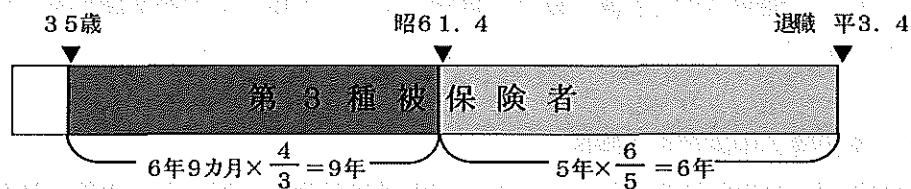
4 坑内員・船員の中高齢の資格期間短縮の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた人で、35歳に達した月以後の坑内員・船員（厚生年金保険の第3種被保険者）としての被保険者期間が生年月日に応じて前項の厚生年金保険の中高齢の資格短縮期間の特例の表の期間以上ある場合は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①-5）

旧厚生年金保険には、第3種被保険者（坑内員）としての被保険者期間が35歳に達した月以後15年以上あれば老齢年金を支給する特例があり、船員保険法にも同様の特例があったので、この特例を引き継いだものです。

この場合の被保険者期間についても、昭和61年3月までの期間は実際の期間が3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実際の期間が5分の6倍されますので、昭和61年3月までの期間であれば、 $11年3カ月 \times \frac{4}{3} = 15年$ となり、実際の期間は最低で11年3カ月あればよいことになります。同様に、平成3年3月までの期間であれば、 $(6年9カ月 \times \frac{4}{3}) + (5年 \times \frac{6}{5}) = 9年 + 6年 = 15年$ となり、11年9カ月（6年9カ月+5年）の実際の期間があればよいことになります。

ただし、昭和22年4月2日以後に生まれた人については、前項の表の一般の厚生年金保険の被保険者の場合と同様に、この資格期間は生年月日に応じて徐々に延長されることになります。



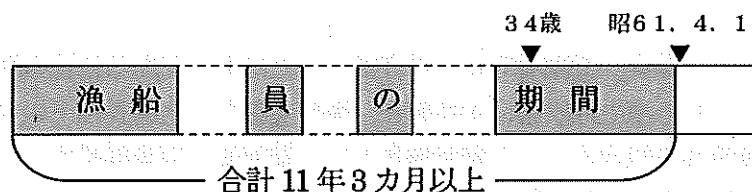
5 昭和29年4月以前に坑内員であった人の特例

継続した15年間に、①第3種被保険者とみなされた期間による昭和29年4月以前の厚生年金保険の被保険者期間が16年あるか、②第3種被保険者とみなされた昭和29年4月以前の期間と昭和29年5月以後の第3種被保険者期間による厚生年金保険の被保険者期間が16年あれば、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①-6）

昭和29年の法改正前の厚生年金保険法でも坑内員として加入した期間は3分の4倍して被保険者期間を計算することになっていました。また、養老年金（老齢年金をこのように呼んでいました）の受給資格期間は20年ですが、坑内員については、継続した15年間に坑内員の期間が被保険者期間に換算して16年あれば養老年金も支給されていました。つまり、坑内員の期間は3分の4倍して被保険者期間とされますので、坑内員の期間が12年あれば、 $12年 \times \frac{4}{3} = 16年$ となり、この特例を受けられることになります。（戦時加算を受ける人はさらに短縮されます）。

6 漁船に乗り込んだ期間の特例

昭和27年4月1日以前に生まれた人で、昭和61年3月31日までに船員保険の被保険者として漁船に乗り込んだ期間が11年3カ月以上あれば、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-7)



船員保険にあった漁船員の特例を昭和61年4月1日に34歳以上で、すでにその特例期間を満たした人に限って適用するものです。

なお、この場合、次の①から③までの期間については、「漁船に乗り込んだ期間」から除外されます。①母船式漁に従事する漁船に乗り込んだ期間（作業員として乗り込んだ期間を除く）または汽船捕鯨に従事する漁船に乗り込んだ期間、②漁獵場より漁獲物を運搬する漁船に乗り込んだ期間、③漁業に関する試験・調査・指導・訓練または取締りに従事する漁船に乗り込んだ期間。

7 共済組合期間の特例

(1) 警察職員・衛視等の特例

警察職員・衛視等で、昭和55年1月1日（この日を基準日といいます）前に警察職員・衛視等であった期間がある人は、基準日前に警察職員・衛視等であった組合員期間が15年以上あるか、または基準日前の期間に応じて次の表の右欄の期間があるときは、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-8・12)

基準日前の警察職員・衛視等であった期間	受給資格期間
12年以上15年未満	15年
9年以上12年未満	16年
6年以上 9年未満	17年
3年以上 6年未満	18年
3年未満	19年

昭和36年4月1日前の期間は、昭和36年4月1日まで引き続いている期間に限ります。ただし、警察職員・衛視等の特例によって退職共済年金が受けられる場合（昭和36年4月1日前の引き続かない期間を合わせて前の表の期間を満たした場合であってもよい）は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-9、12)

国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法は、昭和55年1月1日に改正され、警察職員・衛視等の退職年金の受給資格期間の15年は20年に延長されま

したが、昭和55年1月1日（基準日といいます）前に警察職員・衛視等であった組合員には、基準日前の期間に応じて、15年～19年で退職年金を支給する経過措置が設けられました。この特例は、その経過措置を引き継いだものです。

＊ 国家公務員共済組合法という衛視等とは、次の①から④までに規定されるものをいいます。

①衛視である国会職員、②副看守長・看守部長または看守である法務事務官、

③海上保安士である海上保安官、④陸曹長、海曹長または空曹長以下の自衛官

＊ 地方公務員等共済組合法という警察職員とは、警部補・巡査部長または巡査である警察法第56条第2項に規定する地方警察職員をいいます。

(2) 40歳以上15年の特例

公務員の定年を定めた国家公務員法の改正法公布の日（昭和56年6月11日）・地方公務員法の改正法公布の日（昭和56年11月20日）に国家公務員共済組合または地方公務員等共済組合などの組合員であって、定年退職まで引き続き組合員であった人は、40歳以後の組合員期間が15年以上あれば、退職共済年金が支給されます。この特例による組合員期間を満たす場合は、老齢基礎年金が支給されます。

(60改附12①-8、13)

なお、定年などによる退職をしたあと引き続き長期給付の規定の適用だけを受ける組合員（特例継続組合員といいます）となった場合は、7年6カ月以上は特例継続組合員以外の組合員期間でなければならないこととされています。

公務員の60歳定年制実施に伴って、定年制施行日（昭和56年6月11日または昭和56年11月20日）に組合員であった人に限って厚生年金保険と同様の中高齢者の受給資格期間短縮の特例が設けられましたので、基礎年金制度でも、この特例を引き継いだものです。

(3) 恩給期間がある人の特例

- ① 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の施行日（昭和34年1月1日）の前日に恩給公務員であった人については、同法の施行日前の在職年に応じて、老齢基礎年金の受給資格期間が次の表の右欄のように短縮されます。(60改附12①-10)

昭和34年1月1日 前の在職年	受給資格期間
11年以上	17年
5年以上11年未満	18年
5年未満	19年

- ② 昭和34年9月30日に恩給法の適用を受けた公務員で、同年10月1日に国家公務員共済組合の長期組合員となった人(恩給更新組合員といいます)で衛視等については、昭和34年10月1日前の警察監獄職員としての在職年に応じて、同日以後の衛視等の期間と合わせた期間が次の表の右欄の年齢であれば、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-10)

昭和34年10月1日 前の警察在職年	受給資格期間
8年以上	12年
4年以上8年未満	13年
4年未満	14年

* 前記①および②で、昭和36年4月1日前の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であることが必要です。

- ③ 昭和34年1月1日前に恩給公務員以外の国の職員の期間、終戦まで外国政府等に勤務した期間など特殊な期間を加算すると20年に達することにより退職共済年金を受けられる人は、老齢基礎年金が支給されます。(60改附12①-11)

恩給法では、一般公務員は在職17年、警察監獄職員は12年で普通恩給を支給していましたが、共済組合では退職年金がそれぞれ20年、15年となりましたので、恩給公務員期間などがある人に経過措置が設けられました。基礎年金制度でもこれらの特例を引き継いだものです。

(4) 年金条例職員の期間がある人の特例

- ① 地方公務員共済組合法の施行日(昭和37年12月1日)の前日に、地方公共団体の年金条例の適用を受けていた人は、その年金条例の退職料の最短年金年限と同法の施行日前の在職年数に応じて、老齢基礎年金の受給資格期間が次の表の右欄の年数に短縮されます。(60改附12①-14)

表7－(4)－①

退職料の最短年金年限	昭和37年12月1日 直前の条例在職年	受給資格期間
19年以上20年未満	20年未満	19年
18年以上19年未満	9年以上 9年未満	18年 19年
17年以上18年未満	11年以上 5年以上11年未満 5年未満	17年 18年 19年
16年以上17年未満	12年以上 8年以上12年未満 4年以上 8年未満 4年未満	16年 17年 18年 19年
15年以上16年未満	12年以上 9年以上12年未満 6年以上 9年未満 3年以上 6年未満 3年未満	15年 16年 17年 18年 19年
14年以上15年未満	11年以上 8年以上11年未満 5年以上 8年未満 2年以上 5年未満 2年未満	14年 15年 16年 17年 18年
13年以上14年未満	10年以上 8年以上10年未満 6年以上 8年未満 4年以上 6年未満 2年以上 4年未満 2年未満	13年 14年 15年 16年 17年 18年
12年以上13年未満	10年以上 8年以上10年未満 6年以上 8年未満 4年以上 6年未満 2年以上 4年未満 2年未満	12年 13年 14年 15年 16年 17年
11年以上12年未満	9年以上 7年以上 9年未満 6年以上 7年未満 4年以上 6年未満 3年以上 4年未満 1年以上 3年未満 1年未満	11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年
11年未満	8年以上 7年以上 8年未満 6年以上 7年未満 5年以上 6年未満 3年以上 5年未満 2年以上 3年未満 1年以上 2年未満 1年未満	10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年

- ② 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていて、前記①に該当しない人が、退隠料などの算定の基礎とならない年金条例職員期間があつて、同法の施行日前の条例在職年と施行日以後の組合員期間を合算すると、次の表の右欄に該当する場合も、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－14）

退隠料の最短年金年限	昭和37年12月1日 直前の条例在職年	受給資格期間
19年以上20年未満	20年未満	19年
18年以上19年未満	9年以上 9年未満	18年 19年
18年未満	11年以上 5年以上11年未満 5年未満	17年 18年 19年

- ③ 地方公共団体の長であつた期間が12年未満の知事等で、地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていた人が、同法の施行日前に地方公共団体の長であつた期間（長とみなされた期間を含む）に係る条例在職年の年数と施行日以後の地方公共団体の長であつた期間の年数を、次の算式により合算した期間が12年以上であれば、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－14）

$$\left(\text{施行日前の知事等の条例在職年} \right) \times \frac{12 \text{ 年}}{\text{知事等の退隠料の最短年金年限}} + \left(\text{施行日以後の知事等であつた期間} \right)$$

＊ 知事等とは、都道府県知事または市町村長である年金条例職員で、退隠料の最短年金年限または基本率について他の年金条例職員と異なった取り扱いを受ける人とされます。

- ④ 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に恩給法の適用を受けていた警察職員が、同法の施行日前の警察在職期間に応じて、施行日前の警察在職期間と施行日以後の警察職員であつた期間を合算すると次の表の右横の期間があれば、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－14）

昭和37年12月1日 前の警察在職年	受給資格期間
8年以上	12年
4年以上8年未満	13年
4年未満	14年

- ⑤ 地方公務員共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）の前日に退職年金条例の適用を受けていた消防組合員は、表7－（4）－①の左欄の退隠料の最短年金年限と中欄の消防職員としての年金条例職員期間に応じて、消防職員としての年金条例職員期間に係る条例在職年と同法の施行日以後の消防組合員の期間を合算すると右欄の年数以上の期間になれば、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－14）

＊ 消防職員とは、消防指令補・消防士長・消防士または常勤の消防団員である年金条例職員で、退隠料などについて警察監獄職員に関する恩給法の規定に相当する退職年金条例の規定の適用を受ける人とされています。

＊ 消防組合員とは、消防指令補・消防士長・消防士または常勤の消防団員である組合員とされています。

- ⑥ 前記①から⑤までの特例では、昭和36年4月1日前の期間については昭和36年4月1日まで引き続いた期間であることが必要ですが、地方公務員共済組合から前記①から⑤までの特例によって退職共済年金が受けられる場合（昭和36年4月1日前の引き続かない期間を合わせて前記①から⑤までの特例を満たした場合であってもよい）は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－15）

地方公務員共済組合法の施行日前に各地方公共団体が独自に設定していた退隠料の資格期間（最短年金年限）を、地方公務員共済組合として統一し、一般の組合員は20年、警察職員は15年、知事等は12年の組合員期間があれば退職年金を支給することとしました。前記の特例はその経過措置として定められたものを基礎年金制度に引き継いだものです。

（5）地方公共団体の長の特例

昭和61年4月1日前の地方公共団体の長であった組合員期間が12年以上あるか、生年月日に応じて地方公共団体の長であった組合員期間が12年から19年あるか、またはこれらの規定の適用を受けることにより退職共済年金を受けることができる場合は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①－16）

地方公共団体の長の期間が12年あれば退職年金が支給されていましたが、基礎年金制度では、地方公共団体の長も一般の組合員と同様に25年（経過的に生年月日に応じて20年から24年とされる）の受給資格期間を必要とされたことに伴う経過措置です。

(6) 私立学校教職員共済の特例

私立学校教職員共済組合では、国家公務員共済組合の退職共済年金の給付に準じた給付を行っており、国家公務員共済組合法の規定を読み替えて適用しています。このうち、私立学校教職員共済法の昭和36年改正法の施行日（昭和37年1月1日）の前日に恩給財団における従前の例による人で加入期間が15年以上ある人については、国家公務員共済組合法の受給資格期間15年から19年の特例の規定を読み替えて退職共済年金を支給することとしています。この特例により退職共済年金を受けられる場合は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①-17）

(7) 退職年金の受給権を有する人の特例

昭和6年4月2日以後に生まれた人で、昭和61年3月31日までに共済組合が支給する退職年金・減額退職年金の受給権が発生した人は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①-18、同法附31①）

8 恩給などを受けられる人の特例

恩給などの次の①～⑤の法律などの規定によって支給される年金給付のうち、老齢または退職を事由とする給付を受けられる人は、老齢基礎年金が支給されます。（60改附12①-19）

①恩給法、②地方公務員の退職年金に関する条例、③執行官法、④旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、⑤財団法人日本製鉄八幡共済組合

9 沖縄の特例

(1) みなし免除期間の特例

① 復帰時の特例措置

本土復帰前の沖縄の国民年金は、本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足しましたが、昭和47年5月15日の本土復帰とともに本土の国民年金に統合されたことにより復帰時に次の表の（B）欄のように昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで沖縄に引き続いて住所を有し、昭和45年4月1日に沖縄の国民年金の被保険者であった人について、生年月日に応じて9年から1年の期間を国民年金の保険料免除期間を有していたこととみなし、その期間の全部または一部の期間について昭和52年3月31日（明治45年4月1日以前に生まれた人は65歳に達する日の前日）までに保険料の追納をできることとした特例措置が設けられ、本土の国民年金との整合性が図られていました。（旧沖縄措置政令第63条・第64条）

② 新特別措置

また、昭和61年4月1日の新国民年金法の施行により、新たに整合性を図る必要が生じたために復帰時の特別措置にさらに手を加えた特別措置（新特別措置）が昭和62年1月1日に施行されました。

つまり、大正15年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれて昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間、沖縄に居住していた人（旧法の老齢年金の受給

権者は除かれます) については、生年月日に応じて次の表の (C) または (D) の新特別措置の欄のように9年から1年までの期間(沖縄に住所を有していなかった期間および公的年金制度の加入期間を除きます)の保険料免除期間を有していたこととみなし、その期間の全部または一部の期間について平成4年3月31日(昭和2年4月1日以前に生まれた人は65歳に達する日の前日)までに保険料の追納をできることとしていました。これにより復帰時の特別措置期間と新特別措置期間を被保険者期間に加算すると最初から本土にいる人と同一の加入可能年数を満たすこととなり、同額の老齢基礎年金を受けることも可能となりました。(沖縄措置令63・63②)

生 年 月 日	特別措置 を行わな かった場 合の国民 年金の被 保険者期 間 (A)	昭45.4.1に沖縄の国民 年金の被保険者だった 人		昭45.4.1に 被用者年金 制度の加入 者だった人 の新特別措 置期間 (D)	A+B+C、ま たはA+Dの 期間 Ⅱ 加入可能年 数と同一期 間
		復帰時の 特別措置 期間 (B)	新特別措 置期間 (C)		
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	16年	9年		9年	25年
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	17年	9年		9年	26年
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	18年	9年		9年	27年
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	19年	9年		9年	28年
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	20年	9年		9年	29年
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	21年	8年	1年	9年	30年
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	22年	7年	2年	9年	31年
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	23年	6年	3年	9年	32年
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	24年	5年	4年	9年	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	25年	4年	5年	9年	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	26年	3年	6年	9年	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	27年	2年	7年	9年	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	28年	1年	8年	9年	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	29年		9年	9年	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	30年		9年	9年	39年
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	31年		9年	9年	40年
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	32年		8年	8年	40年
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	33年		7年	7年	40年
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	34年		6年	6年	40年
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	35年		5年	5年	40年
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	36年		4年	4年	40年
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	37年		3年	3年	40年
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	38年		2年	2年	40年
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	39年		1年	1年	40年
昭和25年4月2日以降	40年		—	—	40年

(注) 大正15年4月1日以前に生まれた人の (B) 欄の年数は9年となります。

(2) 受給資格期間短縮の特例

昭和45年1月1日に沖縄の厚生年金保険の被保険者であった人で、同日前の5年間、引き続き沖縄に住所を有していた人の昭和45年1月1日以後の厚生年金保険の被保険者期間(第4種被保険者または船員任意継続被保険者等の期間が2分の1に満たないものに限る)が生年月日に応じて次の表の期間以上ある人は、厚生年金保険の中高齢の資格期間短縮の特例に該当したものとみなして老齢基礎年金が支給されます。(沖縄措置令64①)

生 年 月 日	受給資格期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	12年
昭和 2年4月2日～昭和3年4月1日	13年
昭和 3年4月2日～昭和4年4月1日	14年

これらの規定は、厚生年金保険の第3種被保険者(坑内員・船員)についても適用され、被保険者期間は昭和61年3月までの期間は実際の期間を3分の4倍、昭和61年4月から平成3年3月までは実際の期間を5分の6倍した期間で計算されることになっています。また、このようにして計算された厚生年金保険の被保険者期間が生年月日に応じて前の表の期間以上あった場合、「坑内員・船員の中高齢の資格期間短縮の特例」に該当したものとみなして老齢基礎年金が支給されます。(沖縄措置令64②)

また、「沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」により、沖縄の私立学校教職員共済組合の組合員であった期間を本土の私立学校教職員共済組合の組合員期間に算入された期間等を含めた組合員期間が20年以上あることにより退職共済年金を受けられる更新組合員(昭和36年12月31日に恩給財団における従前の例による人)であった人および「沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」により、沖縄の農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間を本土の農林漁業団体職員共済組合の組合員期間に算入された期間等を含めた組合員期間と「継続期間」とを合計した期間が20年以上あることにより退職共済年金を受けられる人については、「私立学校教職員共済の特例」に該当するものとみなされ、老齢基礎年金が支給されます。(沖縄措置令64③④)

10 旧令共済組合期間の特例

旧令共済組合期間(終戦によって解散した旧陸軍共済組合など)がある人で、老齢基礎年金の資格要件を満たさない人について、第1号被保険者としての保険料納付済期間、保険料免除期間および旧令共済組合期間を合算して25年以上ある場合は、第1号被保険者の独自給付として国民年金の老齢年金が支給されます。(国年法附9の3)

11 合算対象期間だけの人の特例

大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人であって、65歳に達したときに老齢厚生年金等の加給年金額の対象者となっている人が、保険料納付済期間および保険料免除期間のいずれも有していない場合であっても、合算対象期間が25年以上ある場合または老齢基礎年金の受給資格期間短縮等の特例に該当する場合には、振替加算相当額の老齢基礎年金が支給されます。(60改附15①)

長期間海外に在住していたなどのために保険料納付済期間と保険料免除期間を有していなかった人には、65歳に達しても老齢基礎年金の受給権が発生しません。

したがって、これらの人のうち、老齢厚生年金等の配偶者加給年金額の対象者になっていた人には、65歳に達してからそれまでの配偶者加給年金額も振替加算も支給されないことになるため、これらの保険料納付済期間等がない人についても、合算対象期間だけで25年以上ある人等については、老齢基礎年金の受給権が発生したものとみなして、振替加算額のみ老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金の年金額

○ 70歳以上の人および障害者の最低保障の経過措置

70歳以上の人（1級および2級の障害に該当した65歳以上の人を含む）であって、下表の左欄に該当する人で、かつ、第1号被保険者期間が25年未満であり、第1号被保険者としての保険料の納付済期間と免除期間とを合算した期間が同表右欄以上の場合、その年金額が老齢福祉年金相当額（405,800円）を下回っていれば、老齢福祉年金相当額とします。(60改附17、16改附8)

生 年 月 日	期間
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
昭和 2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
昭和 3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
昭和 4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

国民年金保険料額の改正経過

年	月	保 険 料 額	
		35歳未満	35歳以上
昭和36年	4月～昭和41年12月	100円	150円
42年	1月～ 43年12月	200円	250円
44年	1月～ 45年 6月	250円	300円
45年	7月～ 47年 6月	450円	
47年	7月～ 48年12月	550円	
49年	1月～ 49年12月	900円	
50年	1月～ 51年 3月	1,100円	
51年	4月～ 52年 3月	1,400円	
52年	4月～ 53年 3月	2,200円	
53年	4月～ 54年 3月	2,730円(2,500円×スライド率)	
54年	4月～ 55年 3月	3,300円	
55年	4月～ 56年 3月	3,770円(3,650円×スライド率)	
56年	4月～ 57年 3月	4,500円	
57年	4月～ 58年 3月	5,220円(4,850円×スライド率)	
58年	4月～ 59年 3月	5,830円(5,200円×スライド率)	
59年	4月～ 60年 3月	6,220円(5,550円×スライド率)	
60年	4月～ 61年 3月	6,740円(5,900円×スライド率)	
61年	4月～ 62年 3月	7,100円(6,800円×スライド率)	
62年	4月～ 63年 3月	7,400円(7,100円×スライド率)	
63年	4月～平成 1年 3月	7,700円(7,400円×スライド率)	
平成	1年 4月～ 2年 3月	8,000円(7,700円×スライド率)	
	2年 4月～ 3年 3月	8,400円	
	3年 4月～ 4年 3月	9,000円(8,800円×スライド率)	
	4年 4月～ 5年 3月	9,700円(9,200円×スライド率)	
	5年 4月～ 6年 3月	10,500円(9,600円×スライド率)	
	6年 4月～ 7年 3月	11,100円(10,000円×スライド率)	
	7年 4月～ 8年 3月	11,700円	
	8年 4月～ 9年 3月	12,300円(12,200円×スライド率)	
	9年 4月～ 10年 3月	12,800円(12,700円×スライド率)	
	10年 4月～ 11年 3月	13,300円(13,200円×スライド率)	
	11年 4月～ 12年 3月	13,300円(特例措置により据え置き)	
	12年 4月～ 17年 3月	13,300円	
	17年 4月～ 18年 3月	13,580円	
	18年 4月～ 19年 3月	13,860円	
	19年 4月～ 20年 3月	14,100円(14,140円×保険料改定率)	
	20年 4月～ 21年 3月	14,410円(14,420円×保険料改定率)	
	21年 4月～ 22年 3月	14,660円(14,700円×保険料改定率)	

年金額物価スライド等の経過

年度	実施時期		改正率(%)	物価スライド率	旧厚生年金遺族・障害年金 最低補償額
	厚生年金 船員保険	国民年金			
48	11月	49年1月	法律改正 (財政再計算)	—	240,000円
49	8月	9月	16.1	1.161	278,640円
50	8月	9月	21.8	1.415	339,600円
51	8月	9月	法律改正 (財政再計算)	—	396,000円
52	6月	7月	9.4	1.094	433,200円
53	6月	7月	6.7	1.167	462,100円
54	6月	7月	3.4	1.207	478,000円
55	6月	7月	法律改正 (財政再計算)	—	501,000円
56	6月	7月	7.8	1.078	540,700円
57	7月	8月	4.4	1.122	562,800円
58	—	—	凍結	—	562,800円
59	4月	5月	2.0	1.144	573,800円
60	4月	5月	3.4	1.183	593,400円
61	61年 4月		法律改正 (財政再計算)	—	622,800円
62	62年 4月		0.6	1.006	626,500円
63	63年 4月		0.1	1.007	627,200円
元	元年 4月		法律改正 (財政再計算)	—	666,000円
2	2年 4月		2.3	1.023	681,300円
3	3年 4月		3.1	1.054	702,000円
4	4年 4月		3.3	1.089	725,300円
5	5年 4月		1.6	1.107	737,300円
6	6年 4月		1.3	1.122	747,300円
	6年10月		法律改正 (財政再計算)	—	780,000円
7	7年 4月		0.7	1.007	785,500円
8	—		—	1.007	785,500円
9	—		—	1.007	785,500円
10	10年 4月		1.8	1.025	799,500円
11	11年 4月		0.6	1.031	804,200円
12	12年 4月		法律改正 (財政再計算)	—	804,200円
13	—		凍結	—	804,200円
14	—		凍結	—	804,200円
15	15年 4月		△0.9	0.991	797,000円
16	16年 4月		△0.3	0.988	794,500円
17	17年 4月		0.0	0.988	794,500円
18	18年 4月		△0.3	0.985	792,100円
19	19年 4月		—	—	792,100円
20	20年 4月		—	—	792,100円
21	21年 4月		—	—	792,100円

公的年金制度の沿革

